

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価(ABCD)

A

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
商法	2年・3年・ <u>修了生</u>		

1 Xは、本件決議について株主総会決議取決しの訴え(会社法(以下、法名略)831条1項)を提起している。これは認められるか。

11) Xは、Y社の「株主」(831条1項柱書本文前段)である。また、Xの訴えは本件総会が行われた平成29年6月24日の「三箇月以内」(同項柱書前段)である。同年8月1日に提起されている。

12) 本件総会ではCとDが相続した議決権についてCとDの合意なく議決が行われているため、同項1号の「決議の方法が法令……に違反」していないかが問題となる。

7 まず、株式が相続された場合の関係はどうなるか。株主権は「所有権以外の財産権」(民法(以下、「民」と略す。)264条本文)であり、105条1項の共益権であること、さらに可分債権ではない(民428条参照)ことから、準共有の性質を有する。民898。

平成29年3月Bが死去し、Bが持つY社株式200株は持株比率50:50(民882条、887条1項、896条、900条4号本文)でCとDに相続され、準共有となっている。

1 106条本文によると、「株式が二以上の者の共有に属するとき、共有者は、当該株式についての権利と行使する者一人を定め、」株式会社に対して「通知」しなければならない。本件では、このみがこの権利行使者の合意が成り立っているとY社株主総会事務局に依えているが、これは認められるか。

株主の^{相続による}準共有者間における議決権行使者の決定は、前記のとおり相続の場合はその性質が準共有であることから、民法の共有の規定に従うべきである。そして、この内容は、「共有物の管理に関する事項」であるから、「各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する」べきである。

本件では、CとDの持分比率は50:50であることから、CとD 共双方の合意がなければ過半数とならない。CとDに

糸田がいてこのことが問題文の事情を使っているのはよいと思います。

前提処理も検討すべきではないと思います。

1 ページ

裏面へ

合意が成立していない以上、共有物の管理として相続した200個の議決権について権利行使者は決定されていないといえる。

しかし、Y社取締役であるAがこの議決権行使を認めていることから、106条ただし書の「同意」があったといえないか。Aは、

5 公開会社（2条5号、327条1項1号）であり、取締役会設置会社であるY社の代表取締役であることから、349条4項により、Y社を代表して「同意」をすることからできる。この場合の議決権行使はどうなるか。

106条本文は、民法の共有に関する規定の「特別の定め」（民264条ただし書）に当たり、106条ただし書は、同条本文の原則に例する例外

10 の場合を規定していると考えられる。そうであれば、106条ただし書が適用される場合には、準共有の原則に戻り、民法の共有に関する規定に基づくべきである。つまり、議決権の行使については、株式の処分と内容の変更といった特段の事情がある場合には共有者全員の合意が、その他の場合には持分価格の過半数によって決すべき

15 であると考えらる。

本件では、CとDが合意していない以上、過半数の合意があったとはいえず、相続した200個の議決権の行使についてAの同意があったとしても、この議決権を本件総会の議決の数に加えることは~~違法~~であったといえる。具体的に特定できておよいです。

20 (3) 以上より、本件総会には決議方法の法令違反（831条1項1号）という決議取消事由が認められる。

2 Y社としては、本件決議に瑕疵はなく、あっても軽微なものであって決議の効力は否定されるべきではないと主張している。そこで、831条2項による請求棄却が認められないか。

25 111 同項の要件は、「違反する事実が重大でないこと（①）及び「決議に影響を及ぼさないものである」こと（②）である。以下、それぞれ検討する。

(2) ①について

ア 前述のとおり、本件総会には106条という法令違反があり、Dという準共有している株主の権利の重要性を考えると、違反する

30

よくてきでい
よて思
ます。

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価(ABCD)

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
商法	2年・3年・修了生		

→出席の可否に
気づいてる点は
素晴らしいです

事実が重大でないとはいえない。

イ さらに、議決行使者と決まていないにもかかわらず、Cは本件総会
に出席している。この点については、違反している事実が重大とはいえない。
なぜなら、そもそも106条本文は権利の行使について定め

5 この権利は105条1項の内容であると考え、そう考えると、議決権の
行使が違法なだけであり、株主総会への出席については、準共有
する株式の株主である以上、これを認めらるべきからである。

(3) ② について

10 ア とはいえ、Cは出席の上、本件議案の討論において質問を
している。Y社の株主がAやXの親族を中心にした20名程度で
あったことからすると、Cの発言は、ただの他人の発言というよりも、
1人の親族の発言という性質があった訳である。また、この質問
の内容が株主に与える影響は明らかではないが、Cが賛成票を
投じていることからすると、Cの発言、質問により、他の株主も賛成
15 側に促す影響があった可能性もある。

本件議案の討論は1時間以上にもわたり、採決も2650
対 2150で差はそれ程大きくなく、CとDの相続した200個
の議決権行使が無効となれば賛成は2450となり、さらに
差は小さくなったといえる。

20 イ 以上のことからすると、本件法令違反の事実は、決議に影響
を及ぼさないものであるとはいえない。

(4) よって、831条2項の要件も満たさないため、同項に基づく
請求棄却は認められない。

3 以上より、Xによる本件決議取消しの訴えは認められる。

25 以上

非常によくできていると思いました。他の人があまり触れてない

論点にも触れており素晴らしいです。

問題文の事情を
しっかり使っている
非常にいいです。

3 ページ

裏面へ

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価(ABCD)

B

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
会社法	2年・3年・修了生		

1 Xは、株主代表訴訟によって株主総会決議取消しの訴え(会社法831条1項)を提起する。訴え要件について以下検討する。

(1) 原告適格

5 「株主」(831条1項)に原告適格が認められるところ、Xは平成29年8月1日の時点でY社の株主であるから要件を満たす。

(2) 提訴期間

株主総会決議の日から3ヶ月以内であれば提訴できるところ、本件総会が平成29年6月24日に開催され決議がなされており、平成29年8月1日の時点では未だ提訴期間内であるといえる。

(3) 訴えの利益

10 本件株主総会が取消されると、Xの取締役解任決議はなかったことになるから、訴えの利益はあるといえる。

(4) 被告

834条17項号より、被告は「当該株式会社」すなわちY社である。

(5) 取消事由

15 Xは、本件総会の決議方法の法令違反(831条1項1号)を主張すると考えられる。

ア 106条違反

20 Xは、Cが、Bから相続して200株分について、本件総会に権利行使したこと、106条但書違反である、と主張する。

~~まず、株式の承継については、Y社と同視されるY社代表取締役X~~

~~が、~~

相続者間で

(ア) 株式が相続されると、民法の規定に準じ準共有(民法264条)

されるのが原則である。しかし、民法264条の「法令の特別の定め」があ

25 る場合は民法の準共有の規定に準わないとしている。会社法106条本

文は、上記の「特別の定め」とであると解釈され、共有者間で権利行使者

を定め、株式会社へ通知した場合、当該株式の権利行使が許

/ ページ

裏面へ

されることになる。

~~しかし、106条但書より、株式会社で当該権利を行使することと同率~~

とて、106条但書より、会社は同意がある場合は、106条本文は適用
されない、原則通り民法の規定に基づいて権利行使をしなければいけ
ない。

^{当該}
株式の権利行使について

(1) 本件についてこれをみる。✓株式会社の「同意」と同視できる代表取締役が
Aの同意があったといえる。

そうすると、106条但書より、Cの株式の権利行使は民法の準共有の規
定(民法264条)によらなければならぬ。株式の権利行使は、管理行
為(252条)といえるから、行使方法についてはCとDの共有持分価格に依り、
過半数により決める必要があった。

それなのに、CとDの間で権利行使についての合意がなかったこのであ
るから、本件決議において決議方法の瑕疵があったといえる。

イ 315条違反

Aは、議長として、315条1項の規定ある株主総会の秩序維持の義務
があったに拘わらず、CD間の合意が不成立であることを知りつつ決めに点
に315条違反があると思われる。

2 では、上記のように提起されたとして、Xの請求は認められるか。
831条2項より、裁量棄却されるか問題となる。

(1) ~~この点~~ 831条2項は、831条1項1号の場合のみ適用され、①その違反
の事実が重大でなく、②決議に影響を及ぼさないときのみ認められる。

~~本件では、権利行使できないCが総会で権利行使しており違反は~~
~~重大である。~~

~~また、Dが反対票を本件決議案に反対していた。~~

本件では、権利行使できないCが総会で権利行使していたといえ、
Yが株主20名程度の家族経営の会社であったこと、5000株中200株
の権利行使の瑕疵はおおきかったことから、違反は重大だったとはいえ
ない。(①充足)

また、本件総会決議ではCは賛成を述べているが、もし、Dとの協議の結果
も、反対するといふ決めたとしても、賛成議決権 2450個、反対議決

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価(ABCD)

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
会	2年・3年・修了生		

評価(ABCD)

権 2350個あり、決議結果に影響を及ぼさない。(3充足)

(2) 111か、2、Xの請求は831条2項を棄却されることとなる

5

10

15

20

25

3ページ
裏面へ

①狭義の訴えの利益まで検討しているのはよいと思います

②準共有株式の権利行使は共有者間の利益になることから一般的に管理行為としての性質をもつと言われています。もっとも、権利行使が株式の処分、株式の内容の変更になる場合は共有株式の権利行使は変更になりますので総会決議の内容がどのようなものであるかを検討をする必要があります。ただ、この点まで検討するのは難しいかなと思うのでこの問題を機に処理をできるようになれば十分です。

③具体的にどの条文に違反するかを特定したほうがよいです。

④5000株中の200株についての瑕疵ではありますが、本件では事前の票読みから200株が賛成・反対のどちらになるかが重要であったといえるので5000株中の200株であったことは違反が重大でないことの理由にはならないとするのが自然ではないかなと思います。

⑤具体的に数字をあげて処理されてるところがよいと思います。

なお、逆の結論にするなら、例えば、数字だけ見るとCの権利行使を認めなくても決議の結果に影響がなかったとも思えるが、賛成と反対の差は僅差である。また、Y社は家族経営の会社で、CDは一族の長老格であるBの子であり、Bに相当の発言力があったことからその子であるDもそれなりの発言力があったといえる。仮にそのようなDが決議で反対したら少なからず他の株主にも影響を及ぼす可能性がある。よって、決議の結果に影響を及ぼしたといえるという処理が考えられます。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価(ABCD)

A

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
会社法	2年・3年・修了生		

1. Xは、本件総会において、CとD、間でBより相続したY社株200株につき、^{行使者としての権利}権利行使者として氏名又は名称を通知してはいないにも関わらず、Cが議決権を行使したことに理由として106条本文決議方法、法令違反、会社法(以下、法令各略)106条本文を根拠として本件後発議決権取消の訴え(831条1項1号)を提起している。以下、X、請求を認めようとする。 (1) 系田がいて3モしかり書けています。
1. まず、XはY社株を有する「株主等」(831条1項1号)に本件後発から1ヵ月後に上記訴えを提起しているため「株主総会等、決議、自らの三箇月以内」(831条1項1号)といえる。したがって訴えは適法である。
2. では、106条本文違反を理由とする主張は認められるか。 前提処理しかりでできます。
- 10 平成29年3月に死亡したとあるY社株主、Bの死亡によりCとDはCとDの間に相続せられたか問題である。株式は共有物であるため、民法817条1項1号により各相続人に均等に相続せられたと推定される。したがってCとDの間に準共有である(民法264条)。
3. また、本件では、Cが本件後発において準共有のY社株についてC単独で議決権を行使している。 ①
- 15 「株主等」以上、者、共有に属するとする共有者は権利行使者として(右定)の会社に於て、氏名を通知する必要がある(106条本文)。 ^{106条本文} ~~106条本文~~ したがってCは議決権を行使できない(106条本文)。では、これもまた権利行使者としてどのように定められているか問題である。
2. 2点、権利行使者の定めは、共有者全員、同意が必要であるとすると、1人で反対、あるいは一部の役員等、決議するにすぎない。したがって、会社、事務処理に~~無関係~~重大な支障が生じる。106条本文、趣旨から、会社、事務処理に便宜があること、通ずる。権利行使者の定めは共有者、持分割合、過半数で決するべきであると解する。
- 20 1. 本件ではBは、Bの死亡によりCとDが相続したY社株、各持分は50:50であるため、Cのみでは過半数に達しない。
2. したがって、CとDの間の準共有に権利行使者の定めはなされ
- 25

1 ページ

裏面へ

ていなければならぬ。

41 も、この本件では、CがY社債にDの権利行使者、定められてい
いると主張して、~~Y社債にDの権利行使者、定められてい~~る。また、Y社債は
元、Y社債に定められていたが、Cが議決権行使を認め
5 ている。そこで、Cが議決権行使は、株主が在りて議決権行使に
同意した（106条本文）として、適法にたしかに問題ない。

ア 前述のとおり、106条本文は、会社、事務処理、便宜のため設けられた
規定であるため、会社の事務処理の困難にたしかにこれを承認し、権利行使者
の通知がなされていなくても、会社が同意することによって同条本文の規定、適用
10 が排除される。また、106条本文は、共有
株式として民法264条における共有、~~共有、~~特別、定め、たが、
解されるから、106条本文が適用される。特別、定め、た（民法264
条）適用がなされた、民法の共有、規定、一般原則に従うものと
解される。

15 元、議決権行使は、行使により、会社、支配関係に変更又
は処分を及ぼす等、特段の事情、存しない限り、共有物、管理
行為（民法252条本文）として共有者、持分価格、過半数を決定
と解する。

イ 本件では、上記のとおり、Y社はCが議決権行使に106条本
20 文に基き同意しており、106条本文、適用が排除され、民法
252条によりY社株の持分価格、過半数により決定してたが、
元、本件では、Dは同意しており、Cが持分価格は50%
と過半数に達しない。

ウ、したがってCが議決権行使は不適法とたが、

25 41 も、このY社は、本件決議は、Cが議決権行使は不適法であること
瑕疵があるとしても、軽微であり、本件決議、効力を否定すべきではないと
反論している。これは、裁量棄却（831条2項）を主張している。考えられ
ない、かかる主張は認めないから。

ア 裁量棄却の要件は、①決議取消の訴えが適法にたが、②
30 当該決議の方法に違反がなされたこと、③当該違反が軽微

この点も丁寧に
検討すべきです。
点はすばらしい
です。

②

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

評価(ABCD)

評価(ABCD)

 $\frac{1}{x} \frac{1}{h}$

①問題文 6 に『C と D が相続した共有株式については、本件総会にいたるまで会社法 106 条本文に基づく権利行使者の通知がなされなかった。』とあるので本問ではこの論点は問題になりません。もっとも、問題文 7 に『C は本件総会の当日、株主総会事務局に対して「D との間で権利行使についての合意が成り立っている」と述べ、議決権行使を認めるよう申し立てた。』という事情があることから念のためこの論点に触れておくというのはリスクヘッジとして悪くないです。

②本問では誘導がありますが、誘導がなくても裁量棄却の可能性は常に検討するようにしてください。これも忘れがちなので。

③D の意思が決議に反映されていないということに触れてもよいかもしれませんが。

理論的には違法の重大性が否定されれば裁量棄却は認められないということになりますが、試験対策上使える事情があるなら決議に対する影響という要件にも言及すべきです。また、重大性よりも決議にたいする影響の方があてはめがしやすい受験生が多いかと思うので書き負けないという点からも言及すべきです。

そして、本問では事前の票読みから CD の議決権 2 0 0 個が重要になる、5 0 0 票の差で賛成の決議がされたなど決議に対する影響に使えるような事情がありますのでこれらの事情はぜひ使ってもらいたいですし、割と使いやすい事情だと思います。

（本講座の趣旨からは外れますが）試験は点数をとる場ですので点数に対する意識は忘れないようにしてください。

④X が特別利害関係人として議決権を行使することにより不当な決議がさ

れたのではないかという点も答案構成段階では検討しておく必要があります。Xの解任との関係ではXは特別利害関係人に当たります。もっとも、Xが議決権行使をしたかは問題文から不明であるし、Xの株式数も不明なのでXの議決権行使により当該決議がされたという点も不明です。よって、この点は問題になりません。

もっとも、831条1項3号の検討は本試験で頻出の割には検討を忘れがちなので総会決議取消の訴えの場合は常に検討するようにして下さい。